

不平等な経済連携を再調整する方法

2021年08月30日

2011年2月にインドと日本の間で締結された包括的経済連携協定（CEPA）の主な目的の1つは、両国間の商品とサービスの貿易を自由化および促進することでした。CEPAの結果、インドの日本への輸出は大幅な増加を示していませんが、日本からインドへの輸出は、Covid前の期間に50%以上増加し、インドの大幅な貿易赤字につながりました。日本からの主な輸出品は、機械、原子炉、ボイラー、電気と電子機器、銅、プラスチック、化学薬品です。



Reena Asthana Khair
シニアパートナー
Kochhar & Co

日本からの輸出の増加を規制する目的で、また国内産業の関係者からの申請を受けて、インド政府の商工省の貿易救済総局は、2020年9月にCEPAの第23条に基づいて最初の調査を開始しました。これは、日本からの塩ビ系懸濁樹脂の輸入に関するものでした。CEPAの第23条に基づき、インドは、国内産業への深刻な傷害を防止または是正するために、二国間緊急輸入制限措置を申請することが出来ます。インドは、塩ビ系懸濁樹脂の関税率のさらなる引き下げを一時停止できるだけでなく、CEPAの下で合意された関税譲歩の全部または一部を撤回することもできます。インドは緊急輸入制限措置税を課すために、日本からの輸入の増加は、地元産業に深刻な被害を引き起こしていない、または引き起こす恐れがないと日本企業に実証の機会を与えた後、調査を実施し、証拠を収集し、決定を下さなければなりません。傷害は、売上の減少、インドの消費に対する売上の減少、さらには売上、生産、利益、雇用のレベルの変化などのパラメータを参照して定義されます。

塩ビ懸濁樹脂の場合には税金が課せられておらず、国内業界の関係者が申請を取り下げたため調査は終了しましたが、今後の日本に対する緊急輸入制限措置の調査の扉が開かれました。日

本からの商品が低価格ではなく、インドへの輸出が通常不公正な貿易慣行を構成しないことを主な理由として、過去に日本に対するアンチダンピングまたはアンチ補助金の調査はほとんど開始されてきませんでした。緊急輸入制限措置の調査は、不公正な貿易慣行によって引き起こされるのではなく、日本からの商品の輸入の突然の増加によって引き起こされ、その結果、インドの国内産業に重大な傷害または重大な傷害の脅威がもたらされます。CEPAが締結されて以来、日本からの輸入が大幅に増加していることから、今後、より多くの緊急輸入制限措置の調査が予想されます。

パンデミックによって引き起こされた難題により、地域的および世界中で、より大きな保護貿易主義への移行があります。インドは最近、政府が検討している150を超える関税免税通知のリストを発行しました。審査終了後にこれらの免税が撤回された場合、多くの品目で輸入に対する実効関税が増加します。政府の焦点は、輸入代替の奨励と製造業分野を後押しすることにあります。これは、Atmanirbhar Bharat Abhiyaan や 自立したインドキャンペーンなどのスキーム、および生産連動インセンティブスキームを通じて行われています。これは、薬品および医薬品の中間体、鉄鋼、通信、電子部品、白物、繊維製品、ソーラーモジュールなどの分野の適格メーカーに直接的な財政的インセンティブとキャッシュバックメカニズムを提供します。

輸入の急増が政府部門や公的機関によって阻止されている現在の経済的および政治的状況では、CEPAの下でさらに調査が開始される可能性を排除することはできません。したがって、日本企業は、そのような行動から身を守るために、短期的に予防措置を講じなければならない可能性があります。彼らは、インドに輸出する商品の量、数、価格を規制することによってこれを行わなければならないかもしれません。日本企業はまた、政府による最近の主導に照らして、インドでの製造業への投資の代替案を検討する必要があるかもしれません。これは、インドへの輸入に比べて大きな利点をもたらすでしょう。

Reena Asthana Khair は、Kochhar & Co のシニアパートナーです。